

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年11月22日（月）16:30～16:56
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
委員	阿曾沼 元博	医療法人社団滉志会社員・理事
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

高山 泰	国土交通省道路局路政課長
山神 秀憲	国土交通省道路局路政課道路利用調整室長
須永 敦雄	国土交通省道路局路政課道路利用調整室企画専門官
山本 浩之	国土交通省道路局環境安全・防災課課長補佐

<事務局>

山西 雅一郎	内閣府地方創生推進事務局次長
三浦 聡	内閣府地方創生推進事務局審議官
黒田 紀幸	内閣府地方創生推進事務局参事官
長 正敏	内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
 - 2 議事 エリアマネジメントの民間開放の全国展開について
 - 3 閉会
-

○黒田参事官 それでは、これから国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始したいと思います。

本日の議題は、「エリアマネジメントの民間開放の全国展開について」ということで、国土交通省にお越しいただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

本日、資料につきましては国土交通省から御提出をいただいております。資料、議事要旨とも公開ということでございます。

本日の流れでございますが、まず国土交通省のほうから御説明をいただいた後に、先生方の質疑応答という形で進めさせていただきたいと存じます。

それでは、八田座長、議事進行のほうよろしく願いいたします。

○八田座長 お忙しいところ、お越しくださいますて、ありがとうございます。

早速、国土交通省から御説明をお願いいたします。

○高山課長 資料の1ページ目を御覧いただきまして、前回の議論のおさらいになりますけれども、占用特例事業の全国展開ができないかということで、私どもからは、昨年の道路法改正で、歩行者利便増進道路、「ほこみち」と通称しておりますけれども、その制度を作りましたので、こちらで全国展開を図ることができないかということを御提案申し上げました。

ただ、表にありますように、若干制度の枠組みで異なる点がございます。特区事業で言えば、当然区域会議があり、そこで区域計画を作ることでもありますし、事業の中身についてはかなり似通っておるのですけれども、ほこみちでは一つに道路構造のバリアフリー基準の適合というのを求めているということがございます。

そうした相違点がございますので、前回、この相違点を踏まえまして、全国展開を図るに当たりまして、そのそれぞれの違いですね、手続で言えば、道路管理者と民間主体の間の連携や調整といったこと、それから、事業の内容に関しましては、構造基準の適合に関する実態をそれぞれ精査し、検証した上で、これが可能となるかどうかということを確認させていただきたいということを申し上げたところでございます。

その大きい方向性について御了承いただきましたので、実際検証した結果を2ページ目に整理をしてございます。

1点目の手続、民間主体等との連携ということでありますけれども、このほこみち制度につきましては、この10月の時点で42の路線で指定が行われて運用が始まってございます。こちらについては、全ての事例がそうだったのですけれども、地域の現場の声を基にした運用になっていると。民間主体あるいは他の自治体からの要望、提案に基づいて行われているということでございます。

例えば一事例としては、地域のまちづくり協議会の要望を受けまして、道路の指定を行った上で、その占用許可の運用もこの協議会で作った計画に沿って行っているということでございます。あるいは、この道路を指定した後に、どんなところを占用の場所に決めて、どんな占用を認めるかということを、民間との対話、サウンディング調査をしているというようなこともございます。

あるいは商店会からの要望を受けて、市が自ら管理する道路を指定した上で、周辺の県が管理する道路につきましても指定を要請し、それが実行されたというようなことがございます。

このような格好で、特区法がそうでありますように、ほこみち制度での民間主体との連携による取組というのが進められていると認められるのではないかとということでございます。

2点目のほう、これは構造基準への適合に関してでございます。特区法の適用事業、これは42の事業が認定されて、91路線が運用されておりますけれども、それをこのほこみちの基準、バリアフリー基準に当てはめてみたときに問題ないのかどうか、あるいは占用特例として、イベント実施時の設置物件とか、占用の実態に問題がないかどうかということを確認いたしました。

実際のところ、バリアフリー基準を含みますほこみち制度につきまして、構造基準、これは既往の占用特例事業を当てはめてみた場合にあっても問題ないと。基準適合された道路でこれまで運用が行われているということも確認ができたところでございます。その意味で、ほこみち制度を受皿としていくということに問題はないのではないかとという確認ができたところでございます。

以上2点を検証しまして、当初申し上げていたとおり、このほこみち制度を、この占用特例の受皿として、全国展開の受皿とすることが可能ではないかと考えているところでございます。

私のほうからの説明は以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問とか御意見等はございますでしょうか。

今のバリアフリー基準を含むほこみち制度の構造基準等について、適用が問題なかったということは、既存の占用特例が、たまたまこのバリアフリー基準についても満たしていたということなのですか。

○高山課長 はい。

○八田座長 これはたまたまなのですか。それとも、何らかのガイドラインみたいなものが既にあったのですか。

○高山課長 直接、占用特例事業について、そうしたガイドラインを用意していたわけではなかったのですが、私どもが考えるところでは、やはり地域の活動に道路の空間を使っていただくということだと、そうした条件が整ったところで行われるということであろうと。やはり、こうした適用される現場も、かなりほこみちと類似しているところがございまして、例えば大都市の駅前の目抜き通り、歩道がしっかり確保されたところとか、あるいは商店街、アーケードといったような、ほぼ車両の通行を前提としない歩行者、自転車などの通行がされているようなところでございますので、結果として、エリアマネジメント活動が行われるようなところは、そうした条件のそろった道路で行われてきたということではないかと考えております。

○八田座長 今回、念のためにこの基準を明示するけれども、元来、こういうことをやろうとする事業者の方たちは、バリアフリーがちゃんと満たされたところで大体やっている

ものだということですね。

○高山課長 はい。

○八田座長 他に何かございませんでしょうか。

落合委員、どうぞ。

○落合委員 落合です。

1点だけ。

整理いただいてありがとうございます。御説明いただいたものを踏まえますと、もう既に特区で実施したものについては、ほこみち制度においても、これは適格なものだということで、いずれも扱えるという整理をされているということでもよろしかったでしょうか。

○高山課長 そのような御理解のとおりでございます。

○落合委員 分かりました。

そこだけ念のため確認できればと思いました。ありがとうございます。

○八田座長 他にございませんか。

事務局も特にありませんか。

○長参事官 2点ほど確認させていただいてよろしいでしょうか。

今回、仮に全国展開ということで、先生方の御了解いただけた場合で、今後の進め方でございますが、まず、1点目といたしまして、経過措置的なものでございます。

エリマネで認められているものについては、最大5年間ということになっておりますので、期間が終わるまでは再度の手続というのをやり直すことなく、今の5年間というのは認めていただくということ、経過措置的なものが1点目でございます。

2点目が、全国展開ということで、明日から全国展開ということではなくて、半年から1年程度の猶予期間というのをいただけないかということでございます。

各特区自治体には、もちろん事務局のほうからも、今後ほこみち制度を活用していただきたいということで説明はさせていただきますが、既に特区自治体の中では、今後の区域会議を見据えてエリマネ申請を準備しているところがございますので、そうしたことから半年から1年程度の期間は移行への準備期間としていただけないかということです。

以上、確認でございます。

○高山課長 既に占用特例事業を活用されているところについては、やはり、それをベースにしてやられるということですので、今の制度を根拠にということは、当然、経過的にはそうなるのだろうと考えております。

ただ、私どもとしては、道路法の中に、この特区の趣旨を生かして取り込んだ制度を創設したということですので、できればそちらのほうを活用いただきたいことは思いとしてございますし、そうした周知はしたいとは思っておりますけれども、元の特区をそのまま延長として生かしてということは、当然そうなのだろうと思っております。

○八田座長 今の特区の制度に入っているものは、今度のほこみち制度としても見なすというような明示的な文書があれば、十分解決しそうな気がしますよね。一定の期間ですけ

れどもね。

○高山課長　ちゃんと、特区法の中の占用特例事業として適用されたものですので、その根拠は今の特区法を生かしていただくということなのだろうと思います。

一定期限を越えて、ほこみちを使ったものと見なすというところまで、法的な処置として手当てするのはなかなか難しいのかなと思うのですけれども、今の事業を継続していただくというのは当然やっていただくものだろうと思っております。

○八田座長　今の事務局からのお話では、一つは、このほこみち制度に入るのはやぶさかではないのだけれども、すぐ事務手続をやるのが結構大変なので、一定の期間が過ぎた段階でやりたいということです。

もう一つは、その理由のほかに、とにかく今の区域会議の準備をしているわけだから、そこはそれでやらせてもらえると、手続を全部がらがらぼんにしなくて済むんだということなのです。ということは、スタートする時点をちょっとずらしていいだろうかという質問だと思います。

○高山課長　そこは、ほこみちということになりますと、道路指定を始め、特区事業とは別の手続も必要にはなりますので、直ちに新しい事業につきましても、全てこちらのほうを活用してというのが仮に難しかったとすれば、その場合はちょっとやむを得ないところもあるのかなと思いますが、私どもとしては、できれば新しいこちらのほうの制度を御活用いただければというのは、思いとしてはございます。そこは周知をしつつ、ただ、自治体のほうの手段を、無理をして取り上げるようなことというのは一方では難しいのかなとは考えております。

○八田座長　ほこみち制度が出来たら、いずれかの時点で、特区側の制度はもう廃止してしまうわけですね。

○長参事官　国家戦略特区法のほうに記載されておりますので、特例としてあります、そちらを削除するという手続が必要になってくると思います。

○八田座長　むしろ国土交通省の問題ではなくて、こちらの特区法で削除する時点を決めておくということではどうなのですか。

○長参事官　座長のおっしゃるとおりでございまして、そこはすぐということではなくて、ちょっとだけ時間を頂ければと。

○八田座長　例えば半年ぐらいして、それ以後は削除するというようなことにしておけば、整合性ができますよね。

○高山課長　その判断は内閣府のほうで御検討いただくのかなと思っております。

○八田座長　今のことを受けて、何か委員の方からありますでしょうか。

阿曽沼委員、どうぞ。

○阿曽沼委員　ちょっと理解が間違っていたら御指摘をいただきたいのですが、この全国展開をすることによって、特区の特例は、ある時期をもってなくなると理解しますが、現在指定されているところは、既存不適格としてずっと残るのか、それともある時点で、ほ

こみち制度にいわゆる制度のブリッジングをしなくてはいけないのかどうかということと、もう一点は、今特区で、特例で受けている地域が、エリアを拡大したいといった場合、それは5年以内であれば、特区の特例としてエリア拡大をしていくわけですがけれども、5年を過ぎて特区の制度がなくなった場合は、このほこみち制度においてエリアを拡大するという理解でよろしいのでしょうか。

○長参事官 事務局からお答えさせていただき、国土交通省の見解をいただければと思います。

まず、既に指定されているものについては、最長期間5年間、占用期間というのがございますので、中身によっては5年ないものもありますが、仮に特例事業がなくなったとしても、経過措置的に、例えば3年残っていれば、3年間については、国家戦略特区法のほこみち制度として活用いただくということになるかと思います。

もう一つといたしまして、特区法の特例がなくなるまでの間は、しばらくの間は、国家戦略特区のエリマネという形で自治体から申請をいただきまして、それを国土交通省の同意を得た上で特区として認めていくというのがあるのかと思っています。

○八田座長 何として認めるのですか。今、ちょっと言葉がよく聞こえなかったけれども、国土交通省の同意を得て、何として認めると。

○長参事官 内閣総理大臣認定ということで、全国展開するまでは認めていくということになるかと思います。

○八田座長 分かりました。

○中川委員 すみません。全国展開は今でも可能だという理解だと思うのですが。ほこみち制度があるから。ということは、国家戦略特区法のほうで期限を決めると。それは、先ほど事務局から言った、半年とか1年ぐらいの猶予をもって、国家戦略特区法のスキームとしてのほこみち制度は、今、申請を準備しているところがあるから、それはそれに配慮して半年から1年ぐらい後に廃止をするということを検討するし、国家戦略特区法の中で廃止されたとしても、その5年というような期間中は、経過措置として認めるというようなことを、国家戦略特区法のほうで措置をして、それは、今、国土交通省とのやりとりの中では一応御理解いただいていると、そういう理解を私はしているのですけれども。

○長参事官 事務局としてそういうことで考えておりまして、国土交通省の御理解をいただければ。

○高山課長 そこは共通理解かなと思っております。特区法のほうの制度が、仮に今後廃止をされるというようなことがあったとしても、当然、今、それを基にした事業については経過措置として、特区法を根拠に続けられるということでしょうし、廃止されるまでの間に認定申請があれば、それについては、それに基づいて認定の手続をしていくということなのだろうと思います。

○阿曾沼委員 もう一回確認ですけれども、特区で認められたところは、既存不適格としてずっと残るという解釈ではないわけですね。経過措置の間で、年限によって、特区法の

特例での認定が解除されるということですね。

○長参事官 はい。そういうことになるかと思います。

○阿曾沼委員 それを続けたい場合は、新たにほこみち制度で申請をして、継続してできるようにしておくということになるわけですね。

○長参事官 次回以降はほこみち制度を活用していただいて、ということになるかと思います。

○阿曾沼委員 前提とか条件が、バリアフリー以外は変わらないからということで、今、世の中のバリアフリーは、一般化していくであろうということであるので、各自治体も困らないだろうという御判断という認識でよろしいでしょうか。

○高山課長 ほこみちへの移行ということに関しましては、そのとおりでございます。

○阿曾沼委員 分かりました。

○八田座長 こちらの特区制度は、占用特例はある時点で廃止するが、周知しておく。ただし、その前に、その後続けるところは、ほこみち制度に申請しなさいと。事前にちゃんと国土交通省で調べていただいて、大体この特区の制度になれば、あとは認めてもらえるということが分かっているのだから安心してちょうだいと事務局が伝えてもいいよと。そういうことですね。

○高山課長 そこは問題ないと思います。

○八田座長 だから、向こうも、自治体も安心してできるということですね。

では、よろしいでしょうか。

○阿曾沼委員 一つだけ気になるのですが、国家戦略特区での特例が今後順次全国展開をしていくことが多くなっていくと思いますが、その中で、特例認定したものが既存不適格としてずっと継続して残っていくという案件があったり、一部年限があったり前提条件が変わったりとか、担当省庁ごとに違った全国展開の在り方が出てくると思います。そこは当然、状況によっては色々相違する展開方策があるとは思いますが、その辺は事務局のほうで、整合性を取る、もしくはきちんとした理由付けができるような整理をしていただければありがたいと思っています。

○八田座長 阿曾沼委員がおっしゃるとおりで、そういう既存不適格の可能性があるので、それに対する措置を何かしなくてはいけないというのは前回我々の認識だったと思います。ところが実際に調べてみたら、既存不適格になるようなものはなくて、全て適格だということが分かったから、今回のところは非常にすんなりいくと。将来、別の案件で、既存不適格的なことがあるような全国展開のものが出てきたら、そこはそのときに考えるということではないでしょうか。

あとはよろしいですか。委員の方もよろしいですか。

それでは、特区の占用特例というのは非常に広くこれまで活用されているもので、ある意味で成功例の一つだと思います。これは全国展開していただいて本当に良かったと思いますし、この移行もスムーズにいきそうです。どうもありがとうございました。

○高山課長　ありがとうございます。

○黒田参事官　ありがとうございました。

それでは、よろしければ、これで本日のワーキンググループは終了したいと思います。
ありがとうございました。